

公認形審査員規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認形審査員（以下「審査員」という。）の制度を定め、公認形審査員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認形審査委員とは、審査員をいう。

第2章 審査員

(審査員)

第3条 審査員とは、次のとおりとする。

- (1) 審査員（投の形）
- (2) 審査員（固の形）
- (3) 審査員（極の形）
- (4) 審査員（柔の形）
- (5) 審査員（講道館護身術）
- (6) 審査員（五の形）
- (7) 審査員（古式の形）

(管轄)

第4条 審査員の選考については、本連盟が行う。

審査員の選考と資格の認定の管轄は、本連盟が行う。資格を認定された審査員は、定められた審査員登録をしなければならない。

(審査員の義務等)

第5条 審査員は、本連盟登録および審査員登録を毎年更新するものとする。

2. 審査員は各種の大会における自らの審査員活動について、本連盟に届けるものとする。審査員は本連盟が主催する審査員研修会に出席しなければならない。
3. 審査員の服装は、別に定める。

4. 審査員は特別な理由がない限り審査員活動に携わるよう努めなければならない。

(審査員の遵守事項)

第6条 審査員は、常に公平公正な判定を行い、日本の柔道発展に貢献しなければならない。

2. 審査員は、審査技能の向上に努めなければならない。
3. 審査員は、審査員活動に関して、利益相反を含む不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律しなければならない。
4. 差別及び暴力の根絶に向けた努力を継続するとともに、暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
5. 審査員は、審査員の養成に寄与しなければならない。

(審査員資格の停止、喪失、有効要件)

第7条 教育普及・MIND 委員会形部会は、審査員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審査員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審査員の資格を停止し、または取り消すことができる。

2. 審査員資格は、以下の全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1) 審査員資格が認定され、有効期間内にあること
 - (2) 本連盟会員登録をしていること（休会員登録を除く）
 - (3) 審査員資格登録をしていること
 - (4) 審査員資格が停止されていないこと

(審査員資格の再有効化)

第8条 審査員資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき、更新の要件を満たしたとき
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき、会員または資格を登録したとき
- (3) 資格が停止されたときは、→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

(休会員の審査員資格)

第9条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審査員が個人会員

登録の休会を認められた場合、審査員資格も同時に有効でなくなる。また、休会員が個人登録を再開するとき、有効でなくなっていた審査員資格も同時に有効になる。

(審査員資格の有効期間)

第10条 審査員資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。

2. 本連盟は、審査のうえ有効期間を4年間更新することができる。

(試験)

第11条 審査員に関する試験は、別記1に定める。

(費用)

第12条 審査員に関する試験の受験料、ライセンス登録費（更新を含む）、研修会費は別記2のとおりとし、その都度納付するものとする。

第3章 その他

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。
3. この規程は、令和2年8月18日から改正して施行する。

別記1 受験資格

(1) 都道府県柔道連盟・協会の推薦を受けた形審査員資格を有する者、本連盟が特に認めた者。

(2) 段位は四段以上を有する者。

(3) 年齢35歳以上の者。

試験は、実技（演技）、理論（筆記）、審査（採点）により、形ごとに行う。

別記2 費用

項目	金額	備考
受験料	2,000円	1回につき
登録費	1,000円	毎年
研修会費	3,000円	更新時